



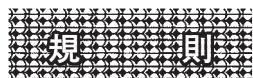
# 長野県報

6月4日(木)  
平成21年  
(2009年)  
号外

## 目次

### 規則

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課） | 1 |
|-------------------------|---|



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年6月4日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第35号

#### 事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(72)のシを同スとし、同ケからサまでを同コからシまでとし、同クの次に次の事項を加える。

- ケ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく次の事項
  - (7) 第5条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理
  - (イ) 第5条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理
  - (ウ) 第5条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理
  - (エ) 第6条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定
  - (オ) 第6条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理
  - (カ) 第6条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
  - (キ) 第6条第7項（第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第12条第7項の規定による台帳の整備及び保存
  - (ク) 第6条第7項（第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧
  - (ル) 第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
  - (ヲ) 第9条第1項の規定による申請の受理
  - (ハ) 第10条の規定による地位の承継の承認
  - (シ) 第12条の規定による報告の徴収
  - (ク) 第13条第1項の規定による改善命令

- (セ) 第13条第2項の規定による改善命令
- (ソ) 第14条第1項の規定による認定の取消し
- (タ) 第14条第2項の規定による通知

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課